

総務省中部管区行政評価局長 殿

農林水産省東海農政局長

除草剤の使用に関する行政相談について（回答）

令和4年6月14日付け中部相第50号をもってあっせんのあった標記の件について、下記のとおり措置を行いましたので回答いたします。

記

1 あっせん事項

東海農政局は、食の安全に万全を期す観点から、除草剤販売所において適切な販売が行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 農薬以外の除草剤販売所に対する「農薬として使用できない旨の表示」に係る指導等は、100円ショップなど農薬以外の除草剤のみを取り扱っている除草剤販売所を中心に行うこと。

また、農薬登録された除草剤も取り扱っている除草剤販売所については、県に対し、「農薬取締法上問題があると思われる事案」の具体例を示し、同具体例などがみられる販売所の情報提供を受けた上で、当該販売所に対し指導等を行うこと。

- ② 農業関係者以外の除草剤使用者に対しても、農薬以外の除草剤を農地等で使用できない理由や、使い方によっては、流出や飛散により、周辺の農地に影響を及ぼす場合があることを、分かりやすい表現により周知するよう、農薬以外の除草剤販売所に対し指導等を行うこと。

2 当局の措置内容

①のうち「農薬以外の除草剤販売所に対する「農薬として使用できない旨の表示」に係る指導等は、100円ショップなど農薬以外の除草剤のみを取り扱っている除草剤販売所を中心に行うこと。」について

当局から、農薬取締法（以下「法」という。）第22条の規定が遵守されるよう、農薬に該当しない除草剤の販売所（以下、「除草剤販売所」という。）に対し、以下の指導等を行いました。

- ・ 毎年度実施する農薬危害防止運動（6月～8月）に合わせ、貴局から不適切な販売と指摘のあった販売店の点検・指導を実施し、全店について改善されたことを確認しました。

- ・ 本社から販売所への指導状況及び販売所における表示等の対応状況を定期的に把握するとともに、7月から大手100円ショップの本社を訪問するなど、販売所における表示等の徹底を指導しています。
- ・ 5月から、東海農政局内に、100円ショップを含め、適切な表示をしていない除草剤販売所の連絡を受ける相談窓口を設置し、情報提供があった販売所を重点的に点検・指導する体制を整備しました。
- ・ 本省においても、6月に、大手100円ショップ本社及び関係団体に対して、農薬として使用することが出来ない除草剤の販売等に当たっての留意点について、文書等による再周知を行いました。

また、上記の本社への指導や相談窓口への通報、管内県から得られる情報を基に、違反の蓋然性が高い販売店等への指導を効果的に随時行うことにより、適切な表示が継続されるよう、取り組んでまいります。

①のうち「農薬登録された除草剤も取り扱っている除草剤販売所については、県に対し、「農薬取締法上問題があると思われる事案」の具体例を示し、同具体例などがみられる販売所の情報提供を受けた上で、当該販売所に対し指導等を行うこと。」について

都道府県には、農薬でない除草剤について指導権限がないことに留意した上で、登録農薬も取り扱っている除草剤販売所について、地方公共団体の農薬関連の指導等の機会に、法の適正な執行に係る問題があると思われる事案を把握した場合、当局に情報提供がなされるよう、5月に、危害防止運動の実施要綱に新たに記載しました。

また、管内県に対し、6月に、当局農産安全管理課長から「農薬取締法上問題があると思われる事案」の具体例を示し、情報提供の依頼文書を発出しました。

これらを受けて、管内県から情報提供を受けた場合は、当該販売所等に対し、国（東海農政局）が直接指導等を行うこととしています。

②「農業関係者以外の除草剤使用者に対しても、農薬以外の除草剤を農地等で使用できない理由や、使い方によっては、流出や飛散により、周辺の農地に影響を及ぼす場合があることを、分かりやすい表現により周知するよう、農薬以外の除草剤販売所に対し指導等を行うこと。」について

農薬以外の除草剤による農地への影響の防止に際しても、農地以外の場所であっても、法に基づき、農作物等の栽培・管理のためには、農薬を使用する必要があることを周知することが重要です。

なお、法において、農薬以外の除草剤については、誤って農薬として使用されることのないよう、販売段階において規制されており、その使用に対する直接の規制は設けられておりません。

これらを踏まえ、農業関係者以外の除草剤使用者や除草剤販売者に対して、東海農政局ウェブサイトやSNS等の手法を活用し、農薬以外の除草剤に関する情報を広く周知するため、以下の取組を実施しました。

○農業関係者以外の除草剤使用者を含む一般の方々に対して

- ・ 5月から、上記の相談受付窓口において、除草剤使用者からの除草剤の適正な使用に関するご相談に、職員がお答えする体制を整備しました。
- ・ 6月以降、除草剤使用者が必要な情報を入手出来るよう、東海農政局ウェブサイトにおいて、除草剤の適正使用に係る情報を一元的に掲載するとともに、このことを農水省 SNS、地方自治体の広報誌などを用いて情報発信しました。
- ・ 「この除草剤は、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理に使用できません。(農薬として使用することができません。)」など、農業関係者以外の一般の方々にも分かりやすい表現に配慮し、周知していきます。
- ・ 本省において、9月に、農薬以外の除草剤を農薬として使用できない理由や、除草剤の適正な使用について、分かりやすく説明したチラシを作成しました。

○除草剤販売所に対して

- ・ 農業関係者以外の除草剤使用者に効率的に周知するため、東海農政局の上記ウェブサイトの QR コードを付けた POP の掲示、販売場所へ留意事項に関するチラシの掲示について、7月から、販売店点検時に販売店に依頼しました。
- ・ 除草剤販売所に対しては、東海農政局ウェブサイトにおいて、上記チラシを表示し、農業関係者以外の除草剤使用者に周知します。

(東海農政局ウェブサイト)

<https://www.maff.go.jp/tokai/shohi/anzen/nouyaku/220531.html>